

令和5年度国際社会への情報発信業務委託に係る企画提案公募要領

この要領は、令和5年度国際社会への情報発信業務委託に関する企画提案及び契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案を行う者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 事業趣旨

国際社会に対し、沖縄県の基地負担の現状、辺野古新基地建設問題や基地から派生する諸問題の解決の必要性などを幅広く発信することで、これらの問題解決に向けた国際世論の形成を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「令和5年度国際社会への情報発信業務」

(2) 選定方法

本業務を委託する候補事業者は、企画提案書と見積額との内容による企画提案方式で決定する。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 業務内容

国際社会への情報発信業務委託に係る企画立案及び実施。

詳細は、「令和5年度国際社会への情報発信業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照すること。

(5) 上限額

6,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※ 参考：地方自治法施行令 抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始または民事再生手続開始の申立て、若しくは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己、自社の役員、経営に実質的に関与する者等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと
- (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記 2(4)に掲げる委託業務を的確に実施できる能力を有すること。
- (10) 業務を円滑に実施できる体制を有する者であること。
- (11) 共同企業体で事業を実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)～(9)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(10)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

(12) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

4 企画提案に関する質問

質問がある場合は、令和5年4月28日（金）12時までに、質問書（様式1）をE-mailにより提出すること。メール送信後は、念のため、受信確認を行うこと。

なお、質問及び回答の内容は、令和5年5月1日（月）17時までに辺野古新基地建設問題対策課ホームページに掲載する。

E-mail 送信先及び受信確認のための連絡先は、「8 お問い合わせ及び連絡先」を参照すること。

質問のE-mailを送信する際は、件名を「国際社会への情報発信業務委託に関する質問（会社名）」とすること。

5 企画提案参加申込

企画提案への参加を希望する者は、令和5年5月8日（月）17時までに企画提案応募申請書（様式2）をE-mailにより提出すること。メール送信後は、念のため、受信確認を行うこと。

E-mail 送信先及び受信確認のための連絡先は、「8 お問い合わせ及び連絡先」を参照すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案等の提出

企画提案応募申請書（様式2）を提出した者は、次のアからエまでの書類（7部：うち6部は写し）を作成し、令和5年5月12日（金）17時までに提出すること。提出方法は持参または郵送とする。（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

なお、企画提案書作成にあたっては、仕様書で定める内容を原則とするが、事業趣旨に沿う範囲であれば、異なる内容の提案も認める。ただし、異なる点を明示すること。

ア 応募申請書（様式2）

イ 会社概要書（様式3）

ウ 企画提案書（様式4）

エ 事業計画（様式5）

※可能な限り具体的に明示すること。必要に応じ資料を添付すること。

(2) 記載事項

様式4（企画提案書）、様式5（事業計画）については、「1 事業趣旨」を踏まえ、国際社会への情報発信に係る企画提案内容、事業実施の組織体制、実施スケジュール等を明示すること。（企画提案としての提示であり、実際の内容などについては、県と調整し決定する。）

また、国際社会への情報発信の実施にあたり効果的な方法があれば、企画提案書において示すこと。

(3) 審査結果

結果の通知は、令和5年5月下旬を予定している。

(4) 言語及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 提案の選定と評価基準

(1) 企画提案に応募した者は、関係者で組織する審査委員会においてプレゼンテーションを行い、順位が決定される。必要に応じて2次審査を行う場合がある。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、オンラインによるプレゼンテーションの実施を行う場合がある。または、書類審査のみで順位を決定する場合がある。

(2) 提出書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案、審査内容、審査経過は、公表しない。

(4) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。

(5) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の者と契約締結に向けて協議を行うが、協議が整わなかったときは、改めて次点の者と協議を行うこととする。

(6) 審査は、以下の観点から行う。

ア 提案内容の的確性

a 事業目的の理解：本事業の目的を的確に理解しているか。

b 提案内容の構成：提案内容の構成が体系的に記載されているか。

c 提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現性はあるか。

イ 執行体制

a 執行体制：適切な人員配置となっているか。

b 担当者の経験等：従事予定者の同種又は類似業務の経験、能力等は十分か。

ウ 積算額

適切な積算額となっているか。

8 お問い合わせ及び連絡先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県 知事公室 辺野古新基地建設問題対策課（県庁 6 階）

担 当：真境名 電 話：098-(866)-7495

E-mail：aa071404@pref.okinawa.lg.jp